

○飛騨市競争入札者選定委員会要領

平成16年2月1日

訓令第45号

改正 平成17年3月30日訓令第16号

平成19年3月30日訓令第12号

平成19年5月30日訓令第17号

平成20年3月31日訓令第2号

平成20年7月1日訓令第18号

平成21年3月30日訓令第10号

平成21年4月1日訓令第16号

(総則)

第1条 市の発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に係る請負、製造の請負及び物件の買入れその他の契約(以下「工事等」という。)において、指名競争入札参加者の選定、随意契約の適否及び一般競争入札の入札参加資格等(以下「選定等」という。)の審議を行うため、飛騨市競争入札者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 選定委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 選定等の方針に関する事項
- (2) 1件の設計金額又は見積金額が130万円以上の工事及び製造の請負、80万円以上の物件の買入れ、50万円以上の委託業務その他の契約の選定に関する事項
- (3) 前号に掲げる工事等以外の契約で、市長が審議に必要なを認めた工事等の選定等に関する事項
- (4) その他選定等に関し、市長から意見を求められた事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、各部長及び参事で委員長が指名するものとする。
- 4 委員が出席できないときは、当該委員が指名する課長がその職務を代理する。

第4条 委員長は、選定委員会を統括する。

2 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員長(前条第2項に規定する職務の代理者を含む。)及び3分の2以上の委員(第3条第4項に規定する職務の代理者を含む。)の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 選定委員会において審議のため必要があるときは、委員長は、工事等の関係職員を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の事務)

第7条 選定委員会の事務は、管財課が行う。

(業者の選定)

第8条 業者の選定は、飛騨市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者のうちより行うものとする。

2 選定に当たっては、選定時における経営状態、信用状態及び手持契約量の状況等を審査するとともに、同一人のみを選定することのないよう公正の確保に努めなければならない。

(建設工事の業者選定)

第9条 建設工事の業者の選定は、資格者名簿に登載された者のうち飛騨市競争入札参加者資格審査要綱(平成16年飛騨市訓令第44号)に定める等級の業者の中から行う。ただし、市工事等の等級に対応する等級業者の選定が困難若しくは適当でないと認められる場合は、上位の等級業者を選定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、下位の等級業者を選定することができる。

(1) 選定業者数の2分の1以内に限り、直近下位の等級業者を選定する場合

(2) 特殊な市工事等で他に適当な業者がない場合

(3) 施工中の市工事等に関連した市工事、継続工事等で、当該業者を選定するこ

とが適当と認められる場合

(4) 災害直後で緊急に施工する応急工事又は本工事を選定する場合

(5) 各課等がその実情に応じ、選定基準を定めて選定する場合

3 協業組合業者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づくもの)は、客観点数による等級格付以外に直近下位等級業者として位置づけることができる。

第10条 前条の規定による選定は、飛騨市契約規則(平成16年飛騨市規則第56号)第22条第1項の規定によりなるべく3人以上とし、その区分は、おおむね次のとおりとする。

設計金額(見積金額)(1件)	選定業者数
2,000万円以上	7人以上
500万円以上2,000万円未満	5人以上
500万円未満	3人以上

(選定等の内申)

第11条 選定等については、主管の課(等)が審議事項を管財課長に報告し、管財課長が業者選定内申書(別記様式)により選定委員会に内申する。

2 前項の規定による選定等について、必要により管財課長は主管の課(等)と協議するものとする。

(審議事項の決裁等)

第12条 委員長は、第2条に規定する選定委員会の審議事項について、その都度市長に報告し、決裁を得なければならない。

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年2月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日訓令第16号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第12号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月30日訓令第17号)

この訓令は、平成19年5月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日訓令第18号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日訓令第10号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第16号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式(第11条関係)

開催日時： 年 月 日() 時 分 開催場所：
参加者：

項目		事業名						
設計金額又は購入予定額								
履行期間又は納入金額		年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
業務概要								
業務場所又は納入場所								
仕様書番号								
工事等級								
担当部署								
内申業者	商号又は名称							
	名簿番号 工事等級 代表者氏名 電話番号							
内申業者	商号又は名称							
	名簿番号 工事等級 代表者氏名 電話番号							
内申業者	商号又は名称							
	名簿番号 工事等級 代表者氏名 電話番号							
内申業者	商号又は名称							
	名簿番号 工事等級 代表者氏名 電話番号							
内申業者	商号又は名称							
	名簿番号 工事等級 代表者氏名 電話番号							
内申業者	商号又は名称							
	名簿番号 工事等級 代表者氏名 電話番号							
業者内申選定理由								
決定事項		○上記の原案の通り決定 ○下記の通り変更決定	○上記の原案の通り決定 ○下記の通り変更決定	○上記の原案の通り決定 ○下記の通り変更決定	○上記の原案の通り決定 ○下記の通り変更決定	○上記の原案の通り決定 ○下記の通り変更決定	○上記の原案の通り決定 ○下記の通り変更決定	○上記の原案の通り決定 ○下記の通り変更決定

別記様式(第11条関係)